

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (前註註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トンガ	トンガ王国政府に対する贈与に 関する日本国政府とトンガ王国 政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	200,000千円 -----	H26.2.24 ヌクアラ フアで (同日)	日本側 三ツ矢憲生外務副 大臣 トンガ側 トウカイバカノ首 相兼外務貿易大臣兼防衛 大臣兼情報報道通信大臣	H26.3.13 69号
トンガ	トンガ王国政府に対する贈与に 関する日本国政府とトンガ王国 政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	200,000千円 -----	H26.6.6 ヌクアラ フアで (同日)	日本側 トウカイバカノ首 相兼外務貿易大臣兼防衛 大臣	H26.6.26 212号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。